

自動車損害賠償保障制度に係る 最近の動きについて

国土交通省 自動車局

平成28年5月31日

1. 平成28年度運用益事業について	2
2. 被害者救済対策に係る意見交換会の開催	3
3. 無保険車対策について	5
4. 政府保障事業の実施状況について	7
5. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況	8
6. 事業用自動車の安全対策について	9
【参考】交通事故の発生状況等について	14

1. 平成28年度運用益事業について

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※主な事業を抜粋。単位未満は四捨五入。

国の運用益事業

被害者救済対策	○ 在宅介護移行への支援に係るリハビリ機器の導入（（独）自動車事故対策機構運営費交付金）	（28年度：6,900百万円の内数）
	○ 療護施設機能の一般病院への委託（関東西部）	（同上）
	○ 訪問支援業務体制の充実・強化	（同上）
事故防止対策	○ 自動車アセスメント事業の充実	（同上）

民間保険会社の運用益事業

被害者救済対策	○ eラーニングを活用した交通事故被害者生活支援教育と中核的人材の育成	（28年度：12百万円）
	○ 高次脳機能障害者支援における多職種連携に関する研究	（28年度：3百万円）
	○ 脳外傷・脊髄損傷患者に対する経頭蓋磁気刺激を併用したリハビリテーションによる運動機能改善効果の検証に関する研究	（28年度：9.3百万円）
事故防止対策	○ 高齢者交通事故の原因とその施策に係る研究	（28年度：12百万円）
	○ 地域住民との協働による高齢者交通事故防止のためのモデル事業	（28年度：8.6百万円）

JA共済の運用益事業

被害者救済対策	○ 交通事故無料法律相談事業の支援	（28年度：70百万円）
事故防止対策	○ 生徒向け自転車交通安全教室の充実	（28年度：212百万円）

運用益事業の
合計額（平成28年度）

国	保険会社	JA共済	合計額
約128.8億円 （1.8億円（1.4%）増）	約19.7億円 （65万円（0.0%）減）	13.8億円 （1.65億円（10.6%）減）	約162.3億円 （前年度比 942万円（0.06%）増）

①平成27年度における開催概要

背景

- ・平成22年度より短期入院協力病院における短期入院の利用促進を図るため、平成24年度より被害者救済対策全般の課題を検討するため、被害者団体等と意見交換会を開催し、一定の成果が現れてきたところであるが、被害者救済対策については、[引き続き検討する課題](#)が残されている状況。
- ・被害者等のニーズにあった被害者救済対策の検討等を行うため、引き続き、被害者団体等と意見交換会を開催した。

平成27年度の意見交換会

開催状況

〔構成員〕（敬称略）

有識者 赤塚 光子
（元立教大学教授）
麦倉 泰子
（関東学院大学准教授）

被害者団体 桑山 雄次
（家族の会）
東川 悦子
古謝 由美
（友の会）
大塚 由美子
（友の会ナナ）
横山 恒
（家族の会わかば）
徳政 宏一
（LifeNet）

他、NASVA、国土交通省

〔開催回数〕

年度内に、計 4 回 開催

第1回 27年 8月 7日(金)
第2回 27年10月13日(火)
第3回 28年 2月 4日(木)
第4回 28年 3月22日(火)

取組の方向性（平成28年3月取りまとめ）

① 相談支援事業の充実・強化

相談支援事業については、各種機関や関係者との連携に基づく取組が重要であり、連携体制の構築や協力関係の深化を基本的な方向性として取組を適時実施することが必要である。関係機関や関係者との協力関係の構築のため人的交流を進めるとともに、連携時の情報提供のため、各種制度についての情報整理や提供する情報に係る調査を適時実施する必要がある。

② 情報提供の充実

被害者等が必要とする情報を必要なときに分かりやすく入手できるよう、情報提供を充実する。各種相談機関や支援窓口等での各種相談・支援で活用できるようパンフレット等を活用した情報提供などを通じて情報の入手についての支援を充実し、被害者等が支援制度の利用機会を逸することがないように取り組む。

③ 介護者なき後問題に対応した情報提供の実施

介護者なき後問題（いわゆる親なき後問題）への対応については、「介護者なき後、親なき後に備えるための情報提供サイト（以下、「ウェブサイト」という。）」を継続的に運営することで被害者等の情報収集について支援を行う。

④ 協力病院・施設における短期入院・入所の利用促進策の実施

これまでに実施してきた利用促進策の効果を踏まえ、協力病院・施設を確保するとともにNASVAによるコーディネートに加え、フォローアップを徹底し、協力病院・施設の実情や介護料受給者・介護者のニーズ等を把握することで、利用者の利便性が高まるよう取り組む。

⑤ 災害時の支援策の検討

災害時の支援については、各市町村の支援を基本としつつ、各地域における支援に加えて、NASVAで可能な支援を実施することにより、セーフティネットの二重化を図る。

平成28年度の意見交換会

平成28年度においても、被害者団体等との意見交換会を開催し、意見交換を通じて得られたアイデアや連携関係を通じた取組を推進し、引き続き意見を交換しながら事業を実施していく必要がある。

②被害者救済対策の主な取組

協力病院・施設における短期入院・入所の利用促進策の実施

短期入院協力事業については、全国157病院(平成28年3月時点)の協力のもと、利用者の積極的な受入を実施。また、平成25年度より事業を開始した短期入所協力事業については、平成32年度までに全国に協力施設を展開をすることを目標(交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定))に、36都府県49施設(平成28年3月時点)の協力のもと利用者の積極的な受入を実施。

(協力病院・協力施設に係る情報提供)

<病院・施設の指定状況>

- ・短期入院協力病院: 157病院
- ・短期入所協力施設: 49施設

※平成27年度末現在

<協力病院・施設の利用状況>

平成27年度利用実績

のべ 626名

<掲載情報>

○病院・施設の概要

- ・診療科目
- ・実施サービス
- ・病床数
- ・入所定員数
- ・看護体制
- ・介護体制
- ・連携医療機関

○受入体制

- ・受入対象者
- ・受入期間
- ・医療機器・リハ機器整備状況
- ・リハビリテーション体制
- ・利用できるサービス
- ・申込方法

等

情報提供の充実

事故直後の対応や各種支援制度を網羅的に集約したパンフレットによる情報提供を実施。また、パンフレットと同様の情報が閲覧できるよう国交省HPを整備。

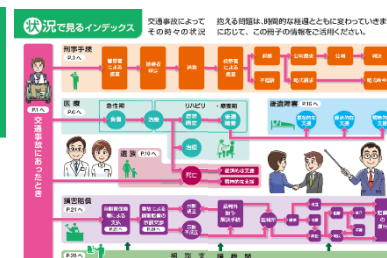
<パンフレットの主な配布先>

損保会社、MSW協会、相談支援専門員協会、交通事故相談所(自治体)、警察署、地方検察庁、JAF、各相談機関 等

(表紙)



(状況毎のインデックス)



介護者なき後問題に対応した情報提供の実施

在宅介護家庭の介護者なき後に備えるために必要な制度情報や施設情報を集約し、情報提供サイトに掲載。

<掲載情報例>

地域情報 ※(受入施設・ショートステイ、相談窓口等)、財産管理に利用できる制度の紹介、準備が必要な事項 等

※情報掲載地域 東北、北陸信越、中部、中国、四国、九州、神奈川県各地域 (平成27年度末現在)

①無保険車対策の主な取組

- 警察と協力した街頭取締活動、駅前駐輪場等における監視活動、保険契約の加入状況データによる付保状況の確認、自賠責制度の広報・啓発活動の実施等の取組により無保険車ゼロを目指す。

無保険車ゼロを目指し、無保険車対策を実施

無保険車に対する取締活動

街頭取締活動(対象:全車両)

- 地方運輸支局の職員等が、警察との協力の下、幹線道路等において走行中の車両の運転者に対し、自賠責保険証書の提示を求め、無保険車等であった場合には警告書の手交等を行う。



幹線道路における街頭取締

監視活動(対象:原付及び軽二輪車)

- 国土交通省職員及び委嘱指導員が、駅前駐輪場等において、自賠責保険標章(ステッカー)を確認し、無保険車の疑いのある車両に通知書をつけ注意喚起を行う。



駅前広場における監視活動

自賠責保険等の周知及び注意喚起

保険加入状況管理業務(対象:原付及び軽二輪車)

- 自賠責保険加入データに基づき、自賠責保険契約の更新が確認できない車両の所有者等に対して、「警告はがき」を送付し、加入状況の確認等を行う。



警告はがき

自賠責制度の広報・啓発

- 関係省庁及び保険会社等と協力し、自賠責制度の重要性及び必要性について、ポスター・リーフレット等により周知を図る。例年9月はキャンペーン期間とし、様々なPR活動を集中的に実施。

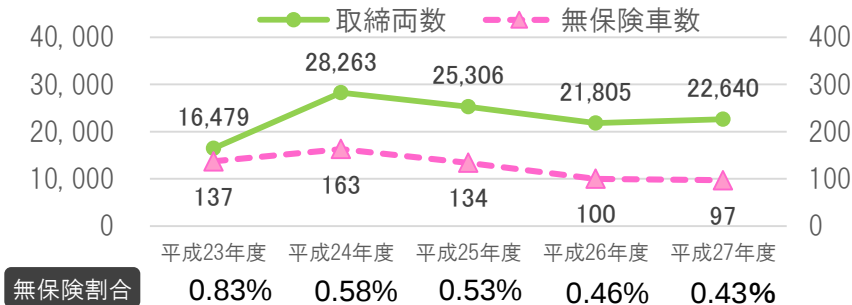


H27年度ポスター

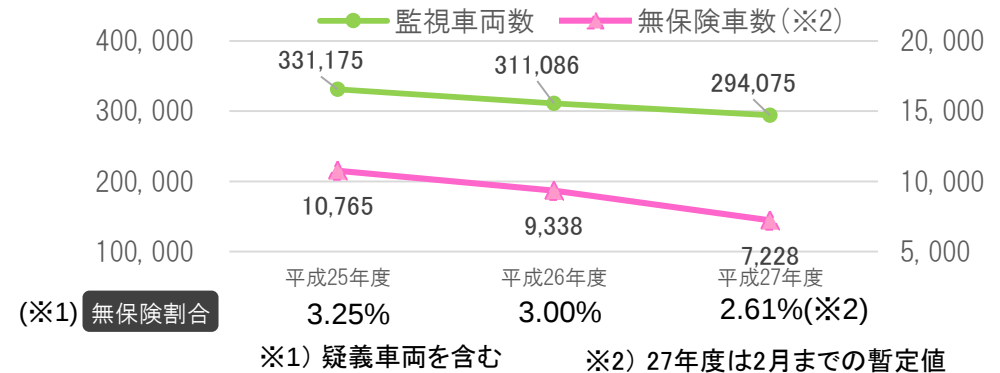
②無保険車対策の現状

- 無保険車は、街頭取締活動及び監視活動の実施により、近年減少傾向にあるものの、依然として多く存在している。
- 今後も引き続き、無保険車対策の充実を図り、無保険車ゼロを目指していく。

街頭取締活動（四輪等・軽二輪・原付）



監視活動（軽二輪・原付）



平成27年度の主な取組

○ 街頭取締活動等の実施

- ・ 街頭取締活動及び監視活動の実施
→ 街頭取締回数: 347回(377回)、監視活動回数: 3,591回(3,787回) ※速報値
- ・ 無車検・無保険(共済)車通報窓口への通報 → 通報件数 868件(223件) ※重複含む

○ はがき発送等による注意喚起

- ・ 警告はがきの発送
→ はがき発送枚数 58,201枚(58,746枚)
- ・ 街頭取締及び監視活動のフォローアップ
→ 街頭取締: 警告書発行枚数 92枚(98枚)、監視活動: 警告書発送枚数 732枚(837枚)

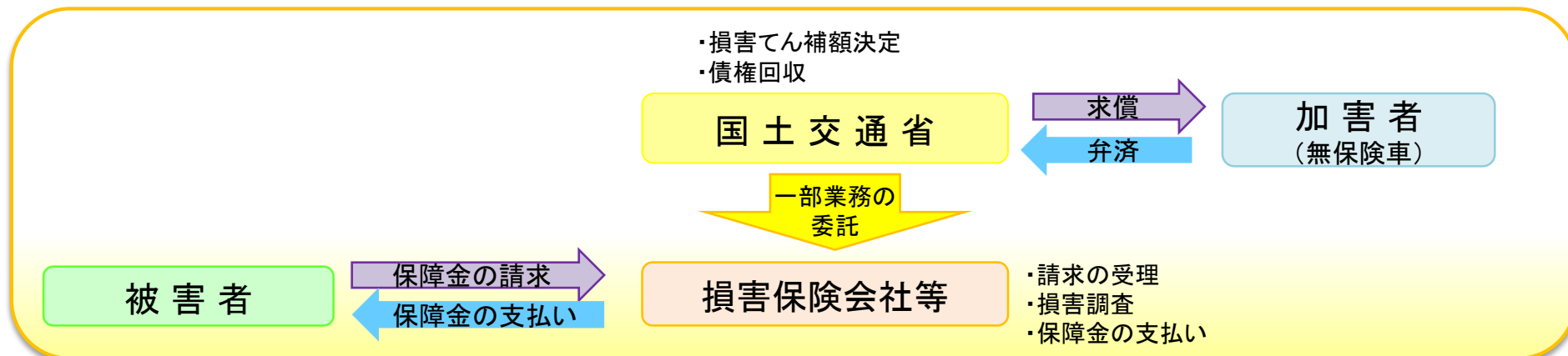
※()内は平成26年度実績

4. 政府保障事業の実施状況について

加害者が自賠責保険に加入していない(無保険車両)場合や、ひき逃げで加害者が不明である場合には、自賠責保険への請求ができないことから、被害者に対し、国が自賠責保険と同等の損害のてん補を行い被害者の救済を行うもの

※ 健康保険、労災保険等、他の手段によって救済される場合は、その分のてん補は行われない。

政府保障事業の流れ



政府保障事業の取扱件数・支払実績

単位: 件、百万円

	区分	受付件数	支払件数	支払保障金額
平成25年度	ひき逃げ	1,308	1,146	1,030
	無保険	345	261	960
	合 計	1,653	1,393	1991
平成26年度	ひき逃げ	1,209	973	740
	無保険	320	233	723
	合 計	1,529	1,206	1,463
平成27年度 (速報値)	ひき逃げ	1,060	950	610
	無保険	298	237	678
	合 計	1,358	1,187	1,287

政府保障事業の処理迅速化及び審査の精密化

政府保障事業では、迅速な被害者救済を実現するとともに適正な被害者救済を実施する観点から、処理の迅速化と審査の精密化を進める

5. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況 (平成28年度末現在)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

保険勘定(自動車事故対策勘定)

年 度	繰 入 額	繰 戻 額	元 本 残 高	利子相当額	備 考
6年度	7,800億円		7,800億円		当初
7年度	2,910億円		10,710億円		当初
8年度		1,544億円	9,166億円		補正
9年度		808億円	8,358億円		補正
12年度		2,000億円	6,358億円		当初
13年度		2,000億円	4,358億円		当初
15年度		508億円	4,358億円		補正(利子分)
27年度末累計	10,710億円	6,860億円	4,358億円	1,223億円	

- 自動車安全特別会計から平成6年度及び平成7年度に一般会計に繰り入れた繰入金のうち、約6,000億円が未だに繰り戻されていない。
- 自動車安全特別会計への繰戻しの期限は、大臣間の合意により決められてきたところ。
- 平成23年度までに繰り戻すとの大臣間合意であったが、平成23年度予算案では繰り戻されなかったため、平成22年12月22日、期限を平成30年度までとする大臣間の合意を新たに交わした。

保障勘定

年 度	繰 入 額	繰 戻 額	元 本 残 高	利子相当額	備 考
6年度	300億円		300億円		当初
7年度	190億円		490億円		当初
15年度		61億円	490億円		補正(利子分)
27年度末累計	490億円	61億円	490億円	43億円	

合計

年 度	繰 入 額	繰 戻 額	元 本 残 高	利子相当額	備 考
27年度末累計	11,200億円	6,921億円	4,848億円	1,266億円	

6,114億円

繰戻し期限

平成9年度から
平成12年度まで

平成6年2月10日 合意

{ 藤井裕久 大蔵大臣
伊藤 茂 運輸大臣

平成13年度から
平成16年度まで

平成11年12月17日 合意

{ 宮沢喜一 大蔵大臣
二階俊博 運輸大臣

平成17年度から
平成23年度まで

平成15年12月17日 合意

{ 谷垣禎一 財務大臣
石原伸晃 国土交通大臣

平成24年度から
平成30年度までの間

平成22年12月22日 合意

{ 野田佳彦 財務大臣
馬淵澄夫 国土交通大臣

平成28年度予算においても繰戻しがなされるよう協議したが、厳しい財政状況等を踏まえ見送られた。今後も着実な繰戻しを求めていく。

①軽井沢スキーバス事故の発生直後の国土交通省の対応

事故概要

平成28年1月15日(金)午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス（乗員乗客41名）が反対車線を越えて、道路右側に転落、**乗員乗客15名（乗客13名・乗員2名）が死亡、乗客26名が重軽傷（骨折等の重傷17名・軽傷9名）**を負う重大な事故が発生。

バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていた。

事故発生直後の国土交通省の対応

- 事故直後、国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置（これまで16回開催）
- 被害者相談窓口（本省・地方運輸局）において、被害者の方々からの相談・要望に対応
- 貸切バス事業者「(株)イーエスピー」に特別監査を実施（1/15, 16, 17, 29）
- 事業用自動車事故調査委員会へ調査を要請（1/15）
- 自動車局長から日本バス協会に対して安全運行の徹底を指示（1/15）
- 石井大臣(1/16)、山本副大臣(1/15)が現地を視察
- 全国の貸切バス事業者に対し、街頭監査・集中監査を開始（1/19以降）

<バス事業者概要>

- 事業者名：(株)イーエスピー
（東京都羽村市富士見平）
- 許可年月日：平成26年4月18日
- 保有車両数：12台
- 事故車両：三菱製大型バス
初度登録年度：平成14年10月

<特別監査で判明した主な違反>

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の記載不備
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等

●事故車両の損傷状況



●事故直前の運行経路



②軽井沢スキーバス事故対策検討委員会について

設置の趣旨

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について、検討する。

検討事項

規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足等の構造的な問題を踏まえつつ、以下の再発防止策について検討する。

- 事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
- 監査の実効性の向上(事業参入後の安全確保についてのチェックの強化)
- 運転者の運転技術のチェックの強化
- 運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
- 衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化 など

スケジュール

平成28年1月22日 委員会設置
 平成28年1月29日 第1回委員会開催
 (速やかに実施可能な施策については順次実施。)
 平成28年夏まで 総合的な対策についてとりまとめ

【委員】

◎:委員長 ○:委員長代理

◎ 山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授	興津 泰則	(一社)日本旅行業協会国内・訪日旅行推進部長
○ 酒井 一博	(公財)大原記念労働科学研究所所長	河野 康子	(一社)全国消費者団体連絡会事務局長
安部 誠治	関西大学社会安全学部教授	住野 敏彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
稲垣 敏之	筑波大学副学長・理事	松田 英三	運輸審議会委員
上杉 雅彦	(公社)日本バス協会会長	三浦 雅生	弁護士
植竹 孝史	(一社)全国旅行業協会東京都支部運営委員	水野 幸治	名古屋大学大学院工学研究科教授
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科教授

③軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理の概要

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、実効性ある対策の方向性を取りまとめ。

<検討の基本的考え方>

- ・平成24年の関越道事故後の対策を含むこれまでの安全対策を徹底的に再検証すること
- ・関係事業者には法令遵守を改めて徹底し、悪質事業者には、市場からの退出を含め、厳しい態度で臨むこと
- ・利用者の視点に立ち、ソフト・ハード両面の施策を多角的に講ずること

(1)貸切バス事業者に対する事前及び事後の安全性のチェックの強化

今回の事故：事故発生前に実施した監査や処分では是正を指示していたにもかかわらず、事故発生後、安全管理上の問題を確認

速やかに講ずべき事項

- ・複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者に対し、事業許可の取消し等の厳しい処分の実施
- ・輸送の安全に特にかかわる事項を中心とした処分量定の引上げ

今後具体化を図るべき事項

- ・事業許可の再取得要件の厳格化
- ・運行管理者資格の返納・再取得要件の厳格化
- ・民間団体等の活用による監査事務を補完する仕組みの構築（トラックは導入済）
- ・監査後に違反事項が改善したかどうかを速やかに確認

引き続き検討すべき事項

- ・最低保有車両数の引上げ、一定以内の車齢の義務付け
- ・事業許可の更新制の導入
- ・罰則の強化

④軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理の概要

(2)旅行業者等との取引環境の適正化、利用者に対する安全性の「見える化」

今回の事故：届出運賃の下限を割った運賃による運行

速やかに講ずべき事項

- ・利用者への貸切バス事業者名の提供
- ・貸切バス事業者と旅行業者間で取り交わす書類における、運賃・料金の上限・下限額の明記、また、手数料等の確認
- ・運賃・料金の情報に関する通報窓口の設置

今後具体化を図るべき事項

- ・貸切バス事業者と旅行業者が連携し、利用者に対し、旅行商品に係る貸切バスの安全情報を提供する仕組みの構築
- ・車体等への先進安全技術の搭載状況の表示

引き続き検討すべき事項

- ・旅行業者への行政処分等の強化
- ・ランドオペレーターに対する法規制等の仕組みの構築

(3)運転者の技量のチェックの強化

今回の事故：長年大型バスの乗務経験が乏しい運転者が乗務

速やかに講ずべき事項

- ・新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断の義務付け（現在、過去3年以内に受診したことのある者は免除）
- ・初任者（直近1年間に乗務していなかった車種区分の乗務を含む。）及び事故を起こした運転者に対する実技訓練の義務付け

引き続き検討すべき事項

- ・運行管理者等の在り方の見直し

(4)ハード面の安全対策の充実

今回の事故：ドライブレコーダーや先進安全技術等が搭載されていない車両による運行

速やかに講ずべき事項

- ・ドライブレコーダーによる車内外の映像の記録・保存、当該映像を活用した指導・監督の実施の義務付け
- ・シートベルトの着用徹底や補助席へのシートベルトの設置の義務付け

今後具体化を図るべき事項

- ・先進安全技術が搭載された新型車への代替の促進

⑤今後の審議日程について

1月22日(月) 委員会設置

29日(金) 第1回委員会 (主なテーマ:事故の概要、貸切バス事業者の構造的問題の整理等について)

2月 9日(火) 第2回委員会 (主なテーマ:事業参入後の安全確保についてのチェックの強化について①)

18日(木) 第3回委員会 (主なテーマ:旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化について)

24日(水) 第4回委員会 (主なテーマ:運転者の運転技術のチェックの強化について
事業参入後の安全確保についてのチェックの強化について②)

3月 7日(月) 第5回委員会 (主なテーマ:ハード面での安全対策の強化について)

18日(金) 第6回委員会 (主なテーマ:事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化について)

29日(火) 第7回委員会
(主なテーマ:中間整理(案))

4月26日(火) 第8回委員会
(主なテーマ:「今後具体化を図るべき事項」及び「引き続き検討すべき事項」
について①)

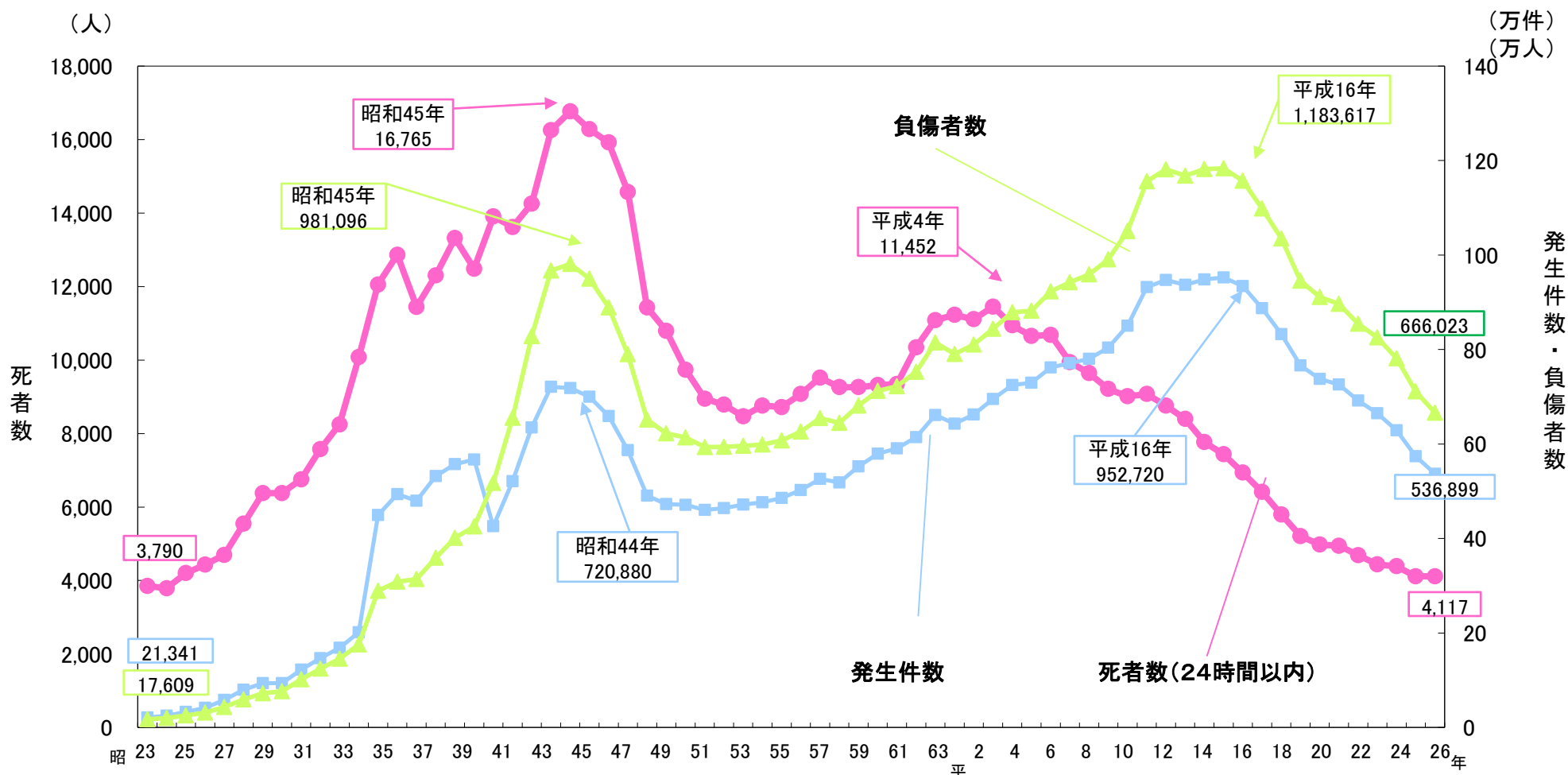
5月20日(金) 第9回委員会
(主なテーマ:「今後具体化を図るべき事項」及び「引き続き検討すべき事項」
について②)

6月 3日(金) 第10回委員会 [13:30~]
(主なテーマ:総合的な対策(とりまとめ)(案))

【参考】①交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移（昭和25年～平成27年）

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年中の交通事故による死者数は4,117人で、ピーク時（昭和45年=16,765人）の3割以下となっているものの、15年ぶりの増加となった。平成16年に過去最悪を記録した交通事故発生件数及び負傷者数は11年連続で減少した。



※1. 昭和34年までは、軽微な被害事故（8日未満の負傷、2万円以下の物的損害）は含まない。

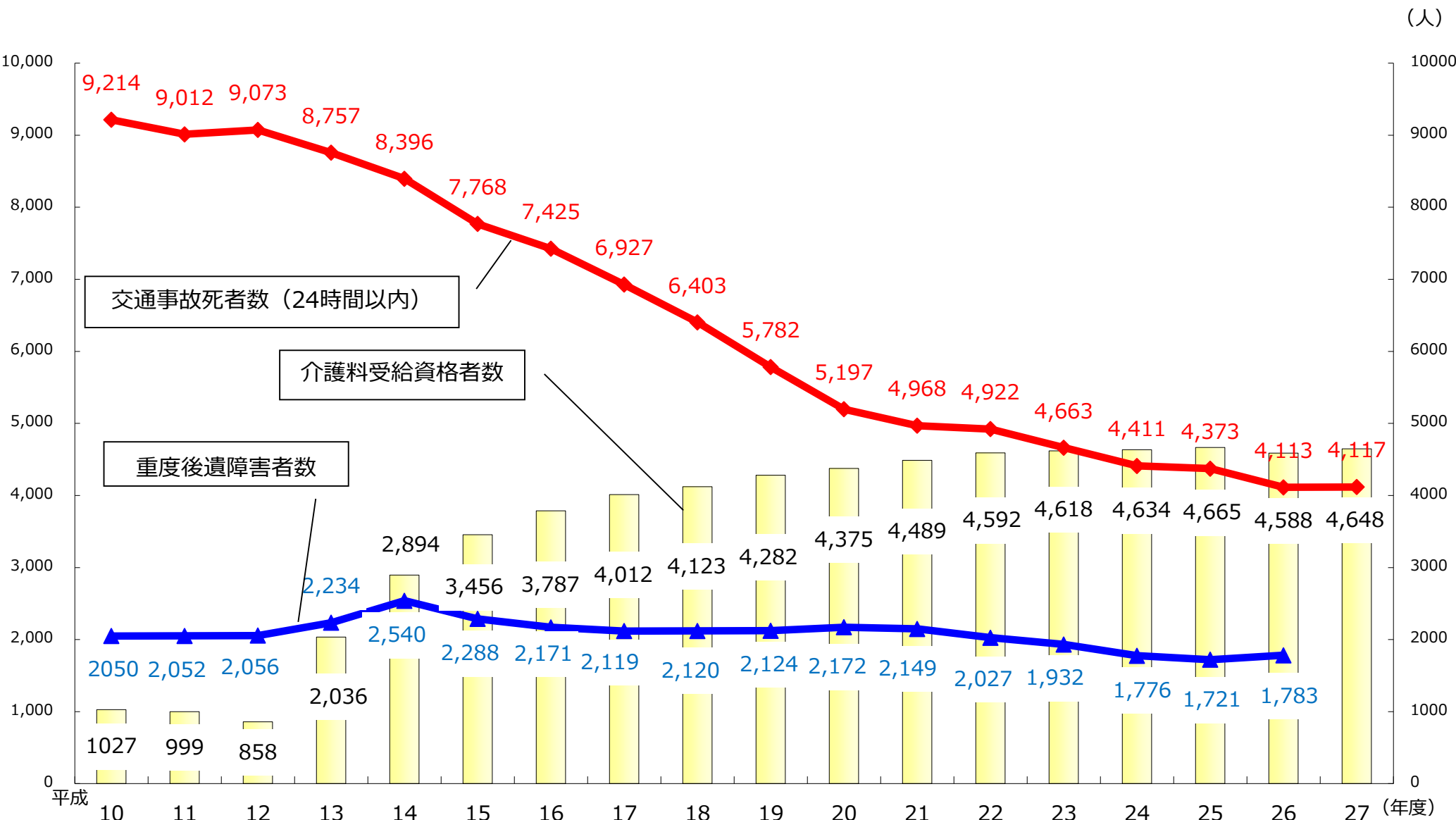
※2. 昭和40年までの件数は、物損事故を含む。

※3. 昭和46年までは、沖縄県を含まない。

出所：警察庁「交通事故統計」

【参考】②交通事故死者数、重度後遺障害者数及び介護料受給資格者数の推移

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



※24時間死者数は暦年

※介護料受給資格者数は独立行政法人自動車事故対策機構による介護料受給資格認定を受けている人数（年度末時点）

※重度後遺障害者数は、後遺障害等級表（自動車損害賠償保障法施行令別表第一、別表第二）の別表第一に該当する介護を要する後遺障害及び別表第二の1～3級に該当する後遺障害等級の認定を受けた自賠責保険の支払い件数